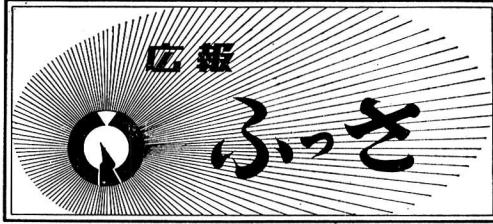


町の人口

昭和40年 4月1日現在	
総人口	29,754人
内{ 男	14,560人
女	15,194人
世帯数	8,703戸
転入(3月中)	523人
転出(3月中)	249人



1965. 4. 10

No. 53

発行所 福生町役場
 発行兼 総務課
 編集人
 印刷所 昭和印刷KK

健全財政の保持に主眼

昭和四十年年度 一般会計予算

二億九二五七万円

特別会計総額は

一億八一五二万一千円

三月十二日から行なわれた第一回定例議会で、昭和四十年年度各会計予算案が審議され、原案どおり議決されました。

一般会計予算案については、町長の「施政方針」にもとづき財政の健全性回復に重点をおき、最も安定した予算の編成に意を配っています。

大要としては、一般会計が二億九二五七万円、昭和三十九年度当初予算額と比較して二億〇七二万一千円の減額となつています。これは一般会計で町税、地方交付税、国有提供施設等所在市町村助成交付金等の一般財源の占める割合を八五割におさえ経常収

支率を前年度約一〇〇%に対し八七%の低率に抑えたためであります。また、特別会計についても一般会計に準じて編成されていますが、国民健康保険会計における七割給付、また、区画整理事業特別会計の事業推進等の重要問題があり、それぞれ相当額の一般会計からの繰出金をもつて編成が行なわれています。

次に一般会計と特別会計の収支について説明します。



一般会計予算

歳入歳出における昭和三十九年度との比較については、別掲款別総括表をごらんください。

歳入

▼町税
 収入のおもな内訳
 町民税六千七百七十七円、固定資産税五千八百五十四円、軽自動車税三万三千円、たばこ消費税二千二百九十三円、電気ガス税一千四百八十三円、都市計画税七千四百円等ほとんどが増額となつています。

▼使用料及び手数料
 収入のおもな内訳は、住宅使用料五〇四万八千円、総務手数料一六三万四円、清掃手数料八二六万五千円等、清掃手数料は前年度より一千三〇九万五千円の減額となつています。

▼繰入金
 おもなものは、と畜場特別会計繰入金二八〇万円、公益質屋特別会計繰入金二九三万四円等です。

▼諸収入
 おもな収入の内訳は、延帯金五〇万円、預金利子六〇万円、小口事業資金貸付元金収入一〇〇万円、インフルエンザ予防接種費徴収金六〇万円、国民年金印紙売代金六九七万五千円等です。

▼その他
 国有提供施設等所在市町村助成交付金二千四〇〇万円、地方交付税四千〇〇〇万円、分担金及負担金二一四万八千円、財産収入一三万四千円、寄附金三二万円となつています。

▼都支出金
 収入のおもな内訳は、保育児童措置費負担金三万一千円、保健衛生費負担金七〇万円、補助道工事補助金一十七万円、Ⅱ・Ⅱ・Ⅱ街路補助金二〇〇万円、公園緑地補助金五〇万円、都税徴収委託金二八万五千円等です。

▼国庫支出金
 前年度と比較して一億五三三七万七千円の減額となつていますがこれは防管工事の国庫補助金が未確定のため予算に計上してないことにより、教育費国庫補助金にお

いて前年度より一億二〇六三万一千円減額になつておること、土木費国庫補助金三千三〇〇万円が減額のおもなもので他については前年度とほぼ同額となつています。

議 会 報 告

◆昭和四十年第一回福生町議会定例会は、三月十二日に招集され、三月二十六日を最終日とする会期十五日間もつて開会されました。この日の議会は、昭和三十九年度各会計補正予算案と昭和四十年年度各会計当初予算案が議事を中心で、その他の議案も議事日程に従い慎重に審議されました。

初日本会議に提出された議案は、請願一件、陳情一件を含む二十七議案で、うち七議案が議決または承認されたほかは各委員へ付託されました。

議決議案

▼福生町長の給与に関する条例の一部を改正する条例案
▼福生町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
▼福生町都市計画衛路築造基金条例の一部を改正する条例案

基金から生ずる利子を基金に繰入れるため、条文中「四百万円」を「四百万円以上」に改めるもの
▼労働基準法の施行に伴う給与の応急措置に関する条例を廃止する条例案

労働基準法に規定されている時間外、休日及び深夜の割増賃金に相当する手当が、福生町の一般職員の給与に関する条例に規定されているので、本条例を廃止するもの。
▼福生町職員退職手当支給条例を廃止する条例案
職員退職手当の支給が、四月

一日から発足する東京都町村職員退職手当組合に移管されるので、本条例を廃止するもの。

二日日本会議は、三月二十六日に開催され、初日本会議で各委員会に付託され、各委員会で詳細に審議された各議案の審議報告が各委員長から行なわれ、報告どおり全議案が可決または採択されました。

議決議案

▼福生町職員退職手当特別負担金準備基金条例案
東京都町村職員退職手当組合が昭和四十年四月一日から発足するので、現行条例を廃止し、新たな条例を制定するもの。
▼福生町の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

国家公務員の給与改訂に伴ない、条例の改正を必要とするもの。
▼福生町用度用品調達基金条例案
福生町で用いる物品のうち、消耗品等を用品として指定し、これを集中購入することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効果的に行うために基金を設けずるもの。

▼福生町特別会計条例の一部を改正する条例案
福生町公益質屋が、昭和四十年度から一般会計に編入するため、条例の改正を行なうもの。

▼福生町公益質屋基金条例案
福生町公益質屋特別会計を一般会計として運営するため、公益質屋事業貸付基金を設置し、貸付作業を円滑かつ効果的に行なうもの。

▼昭和三十九年度福生町一般会計補正予算(第四号)案
歳入歳出予算の総額にそれぞれ二二四万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を五億四〇六〇万円とする。

▼昭和三十九年度福生町水道事業会計補正予算(第三号)案
○収益的収入の補正額五六四万円
累計額五千六八八万円
○収益的支出の補正額二八二万円
累計額五千二百七十二万円
○資本的支出の補正額三〇六万八千円、累計額二千五五六万八千円
なお、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額一千五五五万八千円は、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金、繰越利益剰余金、当年度利益剰余金で補てんする。

▼昭和三十九年度福生町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)案
歳入歳出予算の総額に一九〇万

五千円追加し、歳入歳出予算の総額を四千二三八万五千円とする。
▼昭和三十九年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計補正予算(第三号)案
歳出予算の事業費において、加美平地区事業費から五〇万円を減額し、武蔵野台地区事業費へ五〇万円追加し、予備費の七万円を減額し、総務費へ七万円追加補正するもの。

▼昭和三十九年度福生町公益質屋特別会計補正予算(第二号)案
今回追加額は歳入歳出とも五万五千円で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八九五万五千円とする。

▼福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
地方税法の一部改正に伴い、所得割額の算定等を改正しようとするもの。

▼福生町清掃条例の一部を改正する条例案
し尿取回制度を従来の券制度から入頭取、回数割の制度に改め、四月一日から実施するため、条文改正を行なうもの。
▼昭和四十年福生町一般会計予算案

▼昭和四十年福生町水道事業会計予算案
▼昭和四十年福生町国民健康保険特別会計予算案
▼昭和四十年福生町福生都市計

画福生土地区画整理事業特別会計予算案
▼昭和四十年福生町堂と畜場特別会計予算案
▼福生町第三小学校々地拡張整備に関する請願書
総務委員会に付託され、慎重審査の結果、次の意見を付して、採択の上、執行機関に送付すべきものと決定した。
「請願については了とされるので、学校教育の重要性に鑑みて財政を勘案し、できるかぎり早い時期に用地の確保を計られるよう考慮された。」

▼給与改訂に関する陳情書
総務委員会に付託され、陳情の主旨は了とされるので、別途何等かの方途を講じて考慮されたい」と原案を採択と決定した。

事業主の皆さんへ
青梅労務署からお知らせ
労働者を一人以上使用している事業所の事業主は、毎年四月一日現在で、労働基準法第百十條による適用事業の報告を行なうことになっておりますので、四月末日までに必ず提出してください。
提出先、
青梅市青梅二六二二
青梅労働基準監督署
(電話)〇四二八二二四七八